

## 神奈川宿青木町の生業と景観

— 町場と湊・山林の関係を中心に —

中尾 俊介

## 1. 問題の所在

本稿は、「日本近世の生業・暮らしと文化景観」というシンポジウムテーマをうけ、一九世紀における神奈川宿の生業と景観を検討するものである。城下町(町方)ではない在方に所在する都市を「在方町」と一括して住民結合の検討をおこなった渡辺浩一は、武州粕壁宿と奥州郡山宿を事例としている。なかでも、周辺村落との間で流通が盛んになった一八世紀中期から一九世紀における粕壁宿の生業と持高・奉公人数の関係の推移の検討は、在方町の多様な生業と土地所有に関する基礎的考察として重要である。同

宿においては、商品流通の発展とともに奉公人数と持高の相関が崩れる一方で、伝馬役は米穀・酒造・元質屋を中心に旅籠屋、飲食、小売業からなる持高の多い層が負担し「本百姓」と称された<sup>①</sup>。

一方で、こうした在方町においては、屋敷地の集まる町場と山野河海が隣接しており両者の関係は密接であった。伊藤毅は佐渡・宿根木において海運業と後背地での新田開発とが同じ家系によって担われていたことを明らかにし、その関係を「港町の両義性」と称した<sup>②</sup>。吉田ゆり子は、東浦賀村が都市に隣接する湊Ⅱ海を「田畑同前」と認識していたと指摘した<sup>③</sup>。これらは田畑に限らず、在方町における

山野河海の開發や所有について検討した注目すべき論考であるが、当所に存在した様々な生業との關係の解明には課題を残す。本稿では、東海道三番目の宿駅であるとともに、諸国廻船が碇泊する湊を有し、沿海の近郊町村との交易も盛んであった神奈川を対象に、街道沿いの町場における諸生業と周辺環境の關係を検討してみたい。

宿駅であり沿海航路の碇泊地でもあった神奈川の研究は『横浜市史』<sup>4</sup>以降、八〇〜九〇年代に蓄積された。沿海航路と内湾舟運における神奈川湊の位置付けをおこなった西川武臣<sup>5</sup>、神奈川宿の町組を地域共同体として検討した深井甚三<sup>6</sup>、尾州廻船の寄港地としての神奈川湊の隆盛を論じた齋藤善之による研究につづき、神奈川の中世から近世における諸問題を対象とした『東海道神奈川宿の都市的展開』が出版された<sup>8</sup>。その後、井上攻は、神奈川町本陣の石井家文書の検討から、公用交通を負担する宿駅神奈川という枠組みを越え、周辺地域における流通、文化の中核としての神奈川を評価している<sup>9</sup>。著者も、横浜開港前後における神奈川を対象に、空間の復元と人物の特定を実践してきた<sup>10</sup>。一方で、神奈川宿が有した周辺環境との關係については、『横浜市史』以降進展していないのが実情であろう<sup>11</sup>。以下、資料の都合から一九世紀の状況を中心に検討を試みたい。

## 2. 神奈川宿の概要

はじめに、神奈川宿の概要を確認する<sup>12</sup>。神奈川宿は東の神奈川町と西の青木町からなり、それぞれに名主（本陣）が存在した。街道沿いの町場は、さらに瀧之町、久保町などの町組に分けられた（図1）。安政二年「武州橋樹郡神奈川宿組合村々地頭姓名其外書上帳」によれば、当時の人別は両町あわせて男三二七四人・女三二五四人、家数一四四七軒で、多くは街道沿いに集中した<sup>13</sup>。

街道沿いには旅籠屋・茶屋が並び旅籠屋には飯売女の雇用が許可された。また、対岸の横浜村から本牧にかけての山が囲む内海は、沿海航路の廻船が風待ちのために碇泊する湊であり、廻船との直接的な取引は廻船問屋と仲買が独占した。そのほかに街道よりも山側には寺院およびその門前町が立地し、神奈川町の海側には御菜八ヶ浦の一つである神奈川獵師町があり、同町と小伝馬町と新町に魚問屋が所在した。

こうした神奈川宿における生業は、東海道の旅人相手の宿泊や酒食、諸国廻船との取引やその商品の小売、手船による内湾運送のほか、江戸魚問屋へ出荷するための漁業が挙げられる。また、男性は道中の賃金労働や小揚、女性は店商いや貝類の採取・売買に従事した<sup>14</sup>。くわえて街道北側

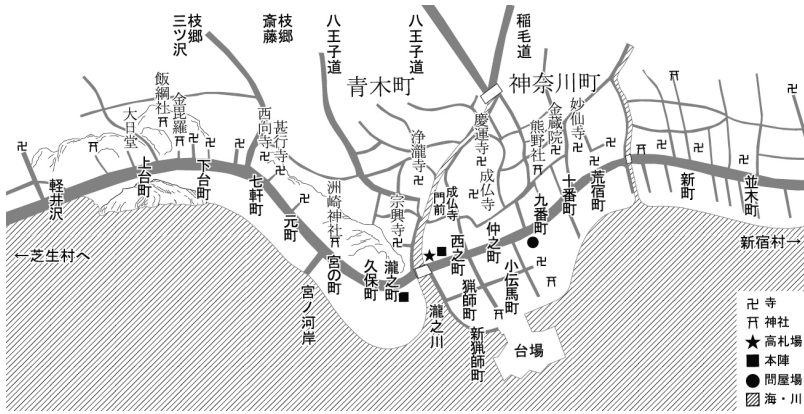


図1 神奈川宿の概要

万延～文久期「東海道神奈川宿絵図面」（『横浜市史稿』附図（1933年）に収録）から作成。

には、周辺の村落と同様に溜池・天水による田んぼと、町場に向けた野菜類を栽培する畑があったとされる。<sup>15)</sup> 公用交通を支える伝馬役が課された屋敷地は、神奈川町の西之町から十番町、青木町の瀧之町から元町に集まり、歩行役の課された屋敷は、神奈川町の荒宿・新町と青木町の七軒町・台町に分布した。伝馬役屋敷が瀧之川周辺の中央部に集まり、その外側に歩行役屋敷が分布したことがわかる。二種類の役負担は家業の分布と屋敷地の形状に対応しており、本陣、問屋、旅籠屋は伝馬役屋敷のある一帯に限定され、屋敷地の奥行寸法が二〇間ほど揃う。その外側に位置する荒宿・新町と七軒町・台町は、元禄八年の検地の段階では屋敷地の奥行が小さく不ぞろいで、茶屋、廻船問屋・仲買（青木町のみ）の多くが集まった。

神奈川は中世から海運が盛んであったが、近世の神奈川宿との相違も指摘されている。福島金治によれば、南北朝から室町期の神奈川は小机の郡衙・城塞の外港であり、主要な通りは神奈川町の往還から瀧之川をさかのぼるルートに比定され、その中心は神奈川町と青木町の東側であった。また、当時の船着場は瀧之川沿いの成仏寺周辺と宮之町の洲崎神社周辺、帷子川河口部（芝生村周辺）と野毛周辺に分布していたが、両者の間に位置する台町周辺はがけ地であり、寺院の立地や板碑の発掘状況から市街化してい

たとえ考え難く、芝生村へは栗田谷を抜ける内陸側の道が使われたと考えられるという<sup>⑩</sup>。また、西川武臣によれば、神奈川湊は豊臣秀吉の侵攻により衰微した後、一七世紀以降に紀州の移住者によって再興がなされた<sup>⑪</sup>。弘化・安政期の資料から推定される廻船問屋・仲買の居所は七軒町・下台町に集中しているが、伝馬役屋敷ではない周縁部の立地は、彼らが後進の住人であったことを示している。

ただし周縁的な位置は不変ではなく、享保期の廻船問屋株の公認、一八世紀後期以降の尾州廻船の台頭を背景とした神奈川湊の発展に呼応するように、七軒町・台町の屋敷地は海側に拡張され、結果的に伝馬役屋敷と同等の敷地規模を獲得することになる<sup>⑫</sup>。拡張された海岸は廻船問屋・仲買が諸国廻船の船頭との取引を独占的におこなう場となった。

廻船の入津が神奈川宿の生業に与えた影響は次の資料から確認できる。

〔資料1〕

一、前々々有来候飯売女御取払後、宿内一体之相統抱り候訳如何處乍恐御賢察奉請候義、奉恐入候得共、宿方之義者田畑少く山谷間多く、地狭之土地柄ニ而、重ニ諸国廻り船上り下り共当浦へ碇泊、積下り荷物商ひ中者勿論、上り船之分ハ当所ニおみて焚茅求、船底焼立、

外廻り洗修覆等之ため重ニ入船いたし、其時々廻り船問屋并附船宿渡世之方江船頭・水主ニ至迄、諸買物或者入湯・髪結等ニ上陸致し候義ニ而、勿論數百里之海上乗り歩行候渡世筋ニ候得者、明日之人命をも難斗哉之心得を以、其時々酒食者勿論、飯売女酒之相手ニ相雇候義不少、其餘、房州内海通り海岸村々漁業渡世之もの日々当宿海岸へ船を寄せ、是又前同様ニ付、船乗渡世之もの分金銭遣捨、宿助成ニ相成候義者莫大ニ付、小前末々之者迄相助り相統罷在候所、前書御制禁後者諸廻り船其外ニ至迄、上陸一切無之ニ付、旅籠屋助成者捨置、船宿渡世之もの心死<sup>⑬</sup>之困窮罷在候事

文久元年九月の宿役人による歎願の一節で、横浜開港後の港崎遊廓成立に伴い、近在の宿での飯売女雇用が禁じられたことについて、その後の困窮を訴えた部分である。飯売女雇用の禁止以前は、下り荷の売買やメンテナンスのために入津した廻船の船乗が買物や入湯・髪結のために上陸し、酒食や飯売旅籠での遊興によってかなりの金銭を遣っていたこと、房総半島の海付き村落で漁業をしている者も同様の行動をとったこと、それが助けとなって「小前末々」まで生業の継続ができていたことが説かれる。「小前末々」の生業は不明だが、飯売旅籠での消費・遊興に関わる者として、酒食を扱う商人やその材料を提供する農家・猟師、

運輸、雑用に従事する労働者が含まれたと考えられる。湊の存在が近世後期以降の神奈川宿の生業を広く支えていることが読み取れよう。

### 3. 海面・山林の所有と宿・湊

#### （1）海面の所有と宿

神奈川宿をとりまく環境のうち、南側に広がる海面について検討したい。吉田ゆり子が指摘した田畑のような海面の所有に関わる資料は乏しいが、青木町について二点が確認されている。一点目は、安永六年「活鯛御定杭相建候二付御肴屋廻船回問屋双方議定証文」である。本資料は、神奈川湊の廻船問屋が江戸本小田原町の御肴屋庄次郎を相手取った争論の議定証文である。江戸城献上用の鯛をかこう生簀の位置を表す杭が、廻船の碇泊域の妨げとなり、ひいては「廻船問屋共始メ一宿難儀」になるとして訴えを起こした廻船問屋らは、生簀の位置の変更と、設置期間外の杭の撤去を認められた。

議定の内容を示した絵図から推定するに、廻船問屋らが問題視した当初の杭（「先杭」と、期間外に撤去される杭（「本杭」のうち沖合の二本）は、水深が約二メートルとなる七軒町・下台町の沖合にあったものと考えられ、当時の

廻船の碇泊域を知ることができる。また、対岸の横浜村までを描いた絵図は、廻船問屋らの空間認識を示しており興味深い（図2）。

本稿では、廻船の碇泊が妨げられることが「一宿難儀」につながる点、つまり神奈川宿全体の利害であると位置付けられている点に注目したい。公用交通を支える宿の衰微が、その意味では周縁的な歩行役負担者を中心とした廻船問屋らによって、江戸の納人を相手とする争論に有効な論理として選択されたことは興味深い。また、廻船との取引が廻船問屋・仲買によって独占されるなか、その波及効果は宿全体に及ぶことが主張されている。この点は後述のたで草売買をめぐる一件で争点となるので注目しておきたい。

二点目は、安政五年「海面請地名寄帳」である。瀧之町から元町までの海側屋敷地の所有者（つまり伝馬役負担者）を、奥行六〇間の海面請地の請人として書き上げた帳簿である。一筆目を挙げると下記の通りである。

#### 〔資料2〕

字瀧之町

御伝馬五分役

御水帳名請割地

一、間口二間七寸五分

源太左衛門

「御水帳」が作成された元禄八年から伝馬役一軒役に該

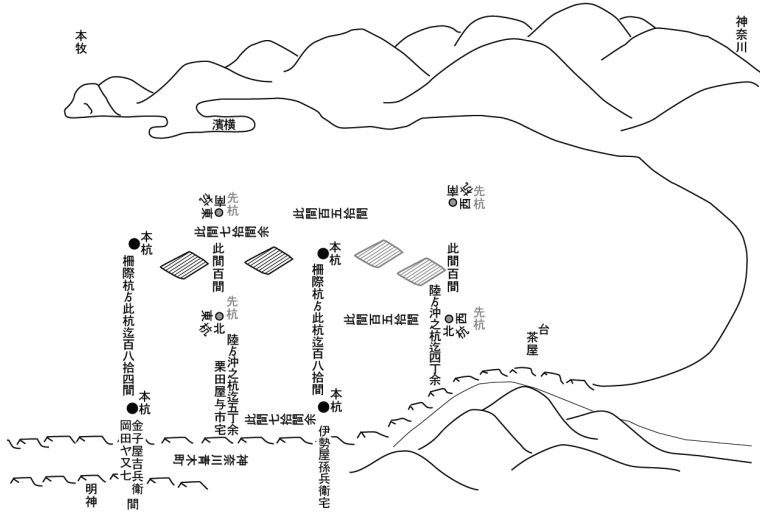


図2 安永6年の争論の付図

「活鯛御定杭相建候ニ付御着屋廻船問屋双方議定証文」（神奈川県立公文書館蔵、神奈川宿本陣石井家文書）より作成。資料中で朱書きされた当初の杭（「先杭」）と生簀を灰色で示す。

当する屋敷地の細分化が進んでおり、例に挙げた筆は二分の一軒分であることが記載されている。請人は屋敷地の表面口に応じた藻草永を五年間負担することとされたが、文久三年に海面請地の継続が認められ、本資料は明治五年までは台帳として更新されている。

海面の直接的な所有を示す興味深い資料であるが、藻草永の対価としての海面利用が何であったかは不明である。明治前期の資料によれば、海面請地を含む一帯は神奈川獵師町の漁場であった。神奈川町戸長が神奈川県令に宛てた明治一三年の届出においては、神奈川町から青木町字軽井沢までの沿岸部は従前から「神奈川浦」と称する漁場であり、その海面は神奈川町が進退する場所であったこと、鉄道沿いの高島町が築造されてからは同町までの範囲に変わったことが述べられる。同資料の付図では沿岸一五〇間（注2）の海面が「拝借地」と称され、明治八年の地図では「神奈川町採貝藻漁場」と記される（注3）。

一帯が本来神奈川獵師町の漁場であったなら、海面請地の公認は沿岸の重層的な権益を生むことになる。このことは藻草永の対価を示唆している。つまり、青木町沿岸は藻草や貝を採取し、小魚の漁をおこなう神奈川獵師町の漁場であったが、海面請地を得た海側の屋敷地所有者は獵師から一定の収益を得られるようになったのではないかと海

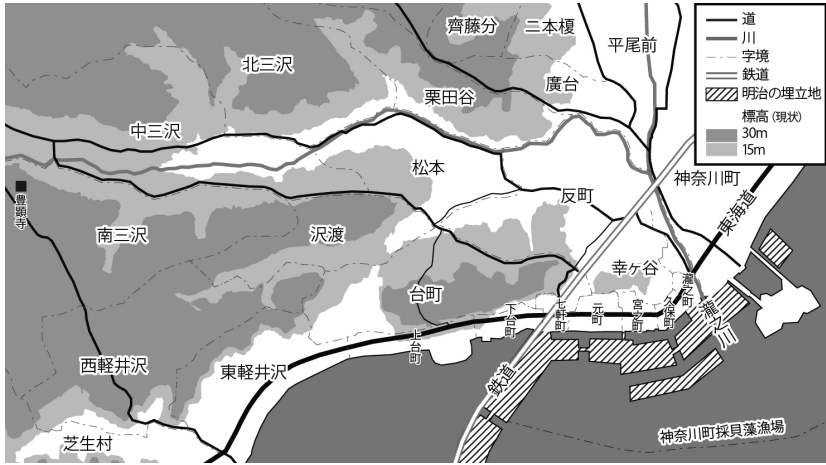


図3 神奈川宿青木町の字

明治8年「神奈川県下武蔵国橋樹郡神奈川町青木町両町全図」（神奈川県立公文書館所蔵、神奈川宿本陣石井家文書）をもとに作成。道・川は主要なものを図示した。標高は国土地理院が公開する現状のデータをもとに作成。

面請地名寄帳」が各人の伝馬役の負担分を明記し、瀧之町から元町までを対象としている点は傍証となる。海面請地からの収益は伝馬役の助成として位置づけられていたと考えられる。

以上、神奈川宿に付随する海面の所有を検討した。両事例ともに公用交通を支える宿の存続が重要な意味を持っており、その論理のもとで、屋敷地所有者は沿岸における資源採取に寄生し、廻船問屋は湊の所有を勝ち取ったのである。

(2) 明治五年の山林所有

つぎに、もう一つの環境である農地と山林に注目したい。東海道沿いの町場の北側には農地・山林が広がった。青木町においては山側の屋敷地の裏手に山が迫り、枝郷である三ツ沢の谷と、そこから南西方向に分かれる沢渡の谷が入り込んだ。本節では、元禄八年「武蔵国橋樹郡青木町山検地水帳」（以下、「山検地水帳」）をもとに、街道沿いの町場と山林の関係を検討する。田畑については検地帳が残されていないが可能な範囲で言及したい。

「山検地水帳」は前節で扱った「海面請地名寄帳」と同じく横浜開港資料館が所蔵する青木町名主文書のひとつである。表紙には「三番」の貼紙がつき、同じ資料群に含ま

れる新田検地水帳は四番以降の貼紙が年代順に付される。一番・二番の貼紙が付されたであろう青木町の田畑・屋敷分の検地帳は所在が確認されていない。

「山検地水帳」は元禄八年の資料だが、山林が「新開」されたことや、幕末開港に伴う陣屋や関門の設置を朱書や付箋で記録している。また、すべての土地に対して二五九一から三二九九までの通し番号が貼紙で付され、一部の筆には「三澤分」「軽井沢分」という印が押される。後者は枝郷である三ツ沢と軽井沢の範囲内であることを示したものと考えられる。また、明治五年までの所有者の變化が貼紙で示されているので、「山検地水帳」から把握できる山林の所有者は基本的には明治五年の最も新しい人物のみである。

検地帳に記載される主な字は、栗田谷、軽井沢（軽井沢上、軽井沢台、軽井沢谷）、後谷、今泉（今泉谷）、三ツ沢、松原、松本、西之上、瀧久保、沢渡（沢渡台、沢渡谷）、飯田谷、廣ヲ台である。明治八年「神奈川県下武蔵国橋樹郡神奈川町青木町両町全図」（図3）<sup>23</sup>には後谷、今泉、飯田谷、西之上、松原、瀧久保が確認できないが、後谷と今泉は「三澤分」（今泉は一筆のみ「軽井沢分」）の印が押されるので三ツ沢の地名、飯田谷は六九筆のうち一〇筆は「軽井沢分」、残りは「三澤分」の印が押されるので、三ツ沢から軽井沢

にまたがる地名と考えられる。西之上は台町の関門が建つので上台町の周辺であろう。瀧久保は「新編武蔵風土記稿」によれば松本や沢渡とともに「村ノ中央」に位置する地名である。松原は不明である。

書き上げられた山林は、藪八反五畝一〇歩、居山六三町五反三步、芝山一〇町二七歩である。神奈川町・青木町の石高の書上げによれば前二者は百姓持、芝山は村中入会であり、元禄八年の記載が確認できた筆については、芝山は「村中秣場」となっている。合計九四筆ある芝山の所在は三ツ沢・今泉・後谷・飯田谷・西之上であり、西之上の二筆を除くとすべて「三澤分」である。「村中秣場」とは、三ツ沢の田畑に施肥するための採草場であったと推測できるだろう。『横浜市史』によれば宝暦期の鶴見村においては芝山がなく居山が採草地となったとのことで、芝山と区別された青木町の居山も採草の場であった可能性は残る。

「山検地水帳」から山林の土地所有を集計すると、鴨居屋柳下藤兵衛、紀伊国屋中村三郎兵衛、大坂屋大山銀次郎、鶴屋加藤八郎右衛門、水橋屋水橋太次郎など、東海道沿いの居住者のうち、青木町西側の人物が目立つ（表1）。鴨居屋を筆頭に元町には有力な所有者も多いが、瀧之町から宮之町までの一帯は旧宿駅の中心部であるにも関わらず有力な所有者が少なく、宿駅の関係者としては問屋・長谷川



表1 有力な居山・芝山の所有者（明治5年）

	所有者	居所、屋号、生業	居山 (反)	芝山 (反)	字ごとの面積（反） ※5反以上のみ
1	柳下藤兵衛	元町、鴨居屋、仲買カ	137	16	松本84、三ツ沢39、栗田谷14、後谷9、廣ヲ谷5
2	中村三郎兵衛	七軒町、紀伊国屋、廻船問屋	62	6	栗田谷38、三ツ沢15、後谷7
3	豊頭寺	三ツ沢	37	0	飯田谷15、松原15、沢渡6
4	藤巻孫右衛門	三ツ沢	36	0	三ツ沢34
5	犬山銀次郎	台町、大坂屋、仲買カ	34	0	沢渡20、軽井沢10、西ノ上5
6	加藤八郎右衛門	軽井沢、鶴屋、仲買カ	19	12	飯田谷14、三ツ沢8、西ノ上7
7	間宮五兵衛	三ツ沢	23	7	三ツ沢16、後谷5、今泉5
8	長谷川清九郎	問屋	28	0	軽井沢16
9	水橋太次郎	台町、水橋屋、仲買カ	24	1	沢渡11、三ツ沢6
10	徳江浅次郎	元町、徳田屋	9	11	三ツ沢14

元禄八年「武蔵国橋郡青木町山検地水帳」（横浜開港資料館・購入地方文書のうち青木町名主文書）より作成。

清九郎と本陣で名主の鈴木源太左衛門がみられるのみで旅籠屋の人物は一人もみられない。

廻船問屋としては紀伊国屋中村三郎兵衛の所有が圧倒的で、同人以外は山田屋小林彦四郎（一・七反）、津屋保見太兵衛（〇・四反の所有）しかみられない。紀伊国屋は尾州廻船内海船との取引を担ったほか、文久期からはおそらく単独で徳島藩の国産塩の売捌きも担った。各家の経営方針にもよるが開港期における廻船問屋の浮沈も表れているといえよう。

東海道沿いの人物と並んで多くの山林を所有するのは、広大な境内を持つ檀林・豊頭寺と、藤巻孫右衛門、間宮五兵衛である。藤巻孫右衛門、間宮五兵衛は高野八左衛門、吉川弥左衛門、山田市右衛門とともに三ツ沢五人衆と呼ばれる村の代表的な存在であった。<sup>⑩</sup>芝山の所有に限定すれば、三ツ沢の山田佐平次、山田三右衛門が上位十名に加わる。

近世において東海道沿いの住人による山林の土地所有が一般的であったかは不明であるが、次にみる正徳三年の証文がヒントとなる。<sup>⑪</sup>

〔資料3〕

一、我等世倅彦四郎、青木台町山田屋甚兵衛娘おさん方へ賀遺跡ニ遣ス申候、則台町ニ而表口捨間・裏行海端迄之屋敷・家・家財蔵等并商買物共ニ目録ニ被成、其

外家付ニ輕沢ニ而上畠式畝拾五歩、同所中畑五畝式拾歩、沢渡リニ而下畑九畝七歩、同所ニ山三畝歩付、彦四郎方請取セ賀遺跡ニ遣ス申所実正也、彦四郎持參金貳拾五兩并上星川村ニ而田畑合老石八斗九升九合三勺四才之田畑相添遣シ申候（後略）

山田屋甚兵衛家の婿養子となった山田屋彦四郎は後の資料に名がみられる下台町の廻船問屋であり、このときに相続した間口一〇間の屋敷地を明治期まで所有した。婿入りするにあたり、彦四郎は実家より持參金と上星川村の田畑を譲り渡され、台町海側の屋敷、家屋、家財蔵、商品とともに、輕井沢の畑、沢渡の畑と山を山田屋方から相続した。輕井沢・沢渡は隣接しており下台町からもさほど離れていない。畑と肥料の採取をおこなう山がひとまとまりの単位をなしていたとも推測しうるだろう。廻船問屋の生業が後背地における農業と相補的に営まれていた様子がうかがえる。

明治五年の山林の土地所有分布をみると、有力な東海道路沿いの所有者は松本、栗田谷、西ノ上、廣ヲ谷などの街道の裏山から、沢渡、三ツ沢、後谷、今泉、飯田谷まで広く所有している。これらの山林には、山田屋彦四郎の事例のように近くの田畑が付随している可能性があるものの、青木町全域にわたるきわめて広大な面積の山林所有は、その

史苑（第八四卷第二号）

一家の耕作を支える程度の規模とは言えず、土地の集積や経営の対象であったことを示している。他方で、三ツ沢の藤巻孫右衛門や間宮五兵衛は、面積こそ広大ではあるが枝郷・三ツ沢の範囲内に所有が限定されている。三ツ沢の住人による山林所有は土地の集積や経営的な側面を持ちつつも、集落内の農業生産を基礎としているといえようか。

（3）たて草の売買からみた宿・湊・山林

本節では、たて草の売買をめぐる宿内の対立を検討する。資料4は三ツ沢山田家文書の一点で、横浜市神奈川図書館によって翻刻・刊行され、横浜市歴史博物館の特別展図録にて「船食虫の駆除のため船底を焙る際に使用する「たて草」の権益をめぐる争論時に作成された訴状の一部と思われる」として紹介された。

前後が欠けているため差出・宛所・作成年が不明である。作成年については（2）の内容がヒントになりうるが関連資料は見いだせていない。後述する通り神奈川湊の隆盛が本件の背景にあり、その日暮らしの者と並んで旅籠屋が難渋している様が訴えられているので、本稿では一九世紀中期のものとして推定しておきたい。

〔資料4〕

（前欠）<sup>1</sup> 御吟味御座候節、たて草助成之義者青木町御

伝馬惣百姓共御役相統之為にも相成り候間、江戸表より相願候通ニ被仰付候而ハ、御伝馬役相勤候者共相統之便りニ難成段申上候故、右願御取上無之候得共、曾而以御役相統之助成ニ罷成不申、畢竟江戸表請負ニ罷成候而者、所ニ有来り候物成を他之者江相渡し候義者、百姓共勝手ニ不相成儀と評儀仕候ニ付、何れ尤之儀と奉存、所ニ住居仕候舟宿共之障りニ罷成り候ニ付、右之通申上候儀ニ御座候、其以後もたて草願之儀所々より度々御願申上候間、其度々所役人共江戸表へ罷出候節、右雑用之儀船宿共より差出可申之所ニ百姓共江相懸り差出シ候ニ付、困窮之者共弥以致困窮迷惑ニ奉存候、尤青木町船宿拾八人之外たて草売買仕候者無之、自然と船宿へ相附候商売之様ニ相成り、舟宿仲間も右十八人へ相極メ、たて草ニ准し其外之売物、炭薪等之商ひ物迄もしめ売同前高直ニ売出候ニ付、旅籠屋并日々相移り候軽キ者共口至而難儀仕候儀所役人共乍存、大勢之者共難儀をも不顧、猶又困窮之百姓共を取立呉々可申勘弁無之、剩此度口口願申上候儀を頭取仕候者有之候故、宿内及驚倒候様ニ申立巧事相企候旨言上候段、乍恐難心得儀ニ奉存候

② 一、右たて草之儀ハ、八年以前申年神奈川町より御願申上候砌、役人共百姓方江為申聞候者、青木町之助成

へ可罷成義を神奈川町より御願申上、右町之徳用ニ相附候義者所困窮之基ニ而有之候間、神奈川町之願ニ相障り、右徳用永々青木町之助成ニ致置候ハ、末々百姓共方之助成ニ可罷成儀与申聞候故、百姓共得心仕、其節致連判、当役所江差上ケ申候得共、是迄青木町助成ニ相成候義毛頭無之、此段役人共江相尋候得者、神奈河願ニ付壹ケ年ニ金貳拾兩ツ、七ケ年之間右町へ合力可仕旨被仰付候間、右年賦過候迄外所ニ相待、去寅年ニ而年賦相過、当年ニ至候而も聊も助成無御座候間、又候役人共方江度々相願候得共、何之挨拶不仕取上不申候

③ 一、右たて草売買之儀、前書ニ申上候通り、往古より船宿十八人之者共計売渡候筈之様ニ申候得共、十八人之者共之儀ハ舟宿一色之家業ニ而、諸国より入津之諸廻舟共船方之雑用其外諸色売買之口錢廻船大小之差別ニより壹艘ニ付金五兩、或者ハ兩宛取候て世渡仕、たて草商売之儀舟宿ニ相附口商売与申儀ニ而ハ無之、船宿計之家業ニ而も大分之徳用御座候間、たて草売買被召放候而も身上之痛ニ罷成候儀決而無御座候、其証抛ニハ山田屋長右衛門与申者、船宿計家業ニ致シ神奈川町ニ罷在候、廻船水主船頭之雑用并諸色売買之口錢を取、世渡仕候得共、田地貳三拾石所持仕候百姓より暮シ

方宜敷、是等之儀相考候得者舟宿計之徳用も夥敷義二  
御座候、依之右船宿仕候者共何れも不勝手成ル者無之、  
縁者之者迄も身上厚キ候者共故、右之内御伝馬百姓共  
自分之御役差支不申候間、外百姓之御役勤兼候儀者頓  
着不仕候二付、此度願書ニ加印不仕候、拙者共儀者青  
木町古来之百姓共ニ而御座候得共、段々致困窮、旧年  
持来り候田畑不残質物ニ書入御役相勤申候二付、田畑  
之作徳者質入之方江相渡シ、漸々居屋敷計地徳を以相  
勤候故、所役人共相掠メ御役相続之儀を御願申上候而  
も却而巧事之様ニ申立奥印も不仕候段、役人共心得違  
ひも有之候哉、此段難心得奉存候、前条ニ申上候通り、  
船宿一色之家業ニ而も内福ニ渡世仕候間、たて草之利  
徳、百姓方御救被成下候ハ、相互（後欠）

まずは差出人を推定してみたい。（1）から、江戸から  
青木町のため草に関わる「請負」の出願があり、その吟味  
に際して、出願の通りになってしまうと伝馬役負担の助成に  
ならないと主張したところ、出願が取り下げとなったこと  
が分かる。そのときは（宿内で）土地の産物を他所に渡す  
ことになるので百姓のためにならないという相談をし、船  
宿たちの支障になると考えてそのように主張したのであつ  
たが、たて草の売買が「御役相続」の助成になったことは  
ないと主張されている。（3）では、たて草の売買を独占

している船宿の利益が大きく、当人のみならず縁者の者ま  
でも裕福であるため、縁者のなかには「御伝馬百姓共」も  
含まれているが、自身の役負担には支障がないために他の  
百姓が困窮していることも顧みずに今回の出願に連署して  
いないこと、くわえて、自分たちが「青木町古来之百姓  
共」であり、旧来所有してきた田畑を質に入れ、居屋敷に  
よる利得のみから役を勤めざるを得ないことが訴えられて  
いる。以上からこの出願の主体は、伝馬役の相続について  
吟味の対象になる古来の百姓、つまり「青木町御伝馬百姓」  
であると推測される。出願の目的は、（3）にある通り船  
宿たちが独占するたて草の売買を他の者へ解放し、百姓た  
ちの助成とすることである。

（2）によれば、たて草の売買は江戸からの出願の後、所々  
より出願が続いたようだが、八年前に神奈川町から出願が  
あり、宿役人は「本来は青木町の助成になるべきことを神  
奈川町の出願によって同町が利益を受受するようにして  
は、青木町の困窮のもとになるので、神奈川町の出願をき  
っかけにたて草による利益を永く青木町へ還元するように  
すれば、末々の百姓たちの助けにもなる」と説明し、百姓  
たちは承諾した（役所に提出する請書に連印した）。しかし、  
青木町への助成がないので宿役人に尋ねたところ、七ヶ年  
はたて草による利益のうちから二〇両を神奈川町へ援助と

して渡すという役所の命令であると知った。しかし、年季の明けた去年になっても変化がなく宿役人からの連絡もないうという。

たで草の売買は青木町の船宿が独占している。では、ここにもみる神奈川町の出願や江戸からの「請負」願いとどのような内容なのだろうか。たで草の産地は不明であるが、資料1においては「焚茅」などと称されること、船宿によって売捌かれる商品の筆頭が炭薪であったことからみて山野から得られる資源であったと推測される。また、江戸からの出願に際して「所ニ有来り候物成」と称されたことからみて青木町を含む神奈川宿で採取されたものである。たで草の売買が広く百姓の助成につながるべきものとされているので、入会の芝山（村中秣場）が産地であったと考えられるが、それが三ツ沢の肥料を採取する場であったことを踏まえれば、百姓持の居山や藪も候補になりうる。資料中の記述からも「山検地水帳」からも船宿による大規模な土地所有は想定し難く、神奈川町の請負人が宿内の山野からたで草を採取して船宿に売却していたと考える（2）の内容が理解しやすい。

船宿の家業は資料1にも言及があるが、（3）によると諸国廻船の乗組員の雑用を勤め、諸品の売買をして船の大きさに応じた口銭を収受するものであった。また、船宿は

青木町の一八人に限られ、いずれも専業であるという。青木町住人という記述と齟齬があるが、神奈川町の山田屋長右衛門が船宿渡世のみで二、三〇石の田を所有する者よりも富裕になっている様子は注目される。たで草について、江戸や他所の住人、神奈川町からの出願が出ていることも興味深い。石高で測られる富家の資力を凌駕し、神奈川宿の中心に位置した旅籠屋とは対照的な台頭をみせる船宿の存在は、神奈川湊の隆盛によって廻船のメンテナンスが相対の利益を生み出すようになったことを明示している。

訴えを起こした百姓たちは、たで草の売買で潤う船宿とは対照的に物価高騰にあえぐ旅籠屋やその日稼ぎの者を顧みることもなく、他所の出願を退ける論理として伝馬役の相続を挙げておきながら役負担に支障をきたした百姓の訴えに協力することもなく、今回の訴えに対して宿の混乱を扇動されているかのように主張する宿役人（「所役人」）を非難するのである。廻船との取引がもたらす富を伝馬役の相続という論理によって宿内に保持しようとした点は、本件と安永七年の一件とで共通している。ただし、一方では他所からの出願を誘発するほどに廻船の入津が増加し、他方では伝馬役百姓たちが困窮するなか、本件においては廻船関係業者と役負担者のずれが大きな歪みを生むに至っているのである。

本資料から読み取れる神奈川宿の社会状況は以上の通りであるが、本稿では下記の点に注目しておきたい。

まず、本件の主体と考えられる伝馬役負担者の百姓たちが古くから田畑を所有していたことである。本来は田畑からの作徳が伝馬役負担の助成になると考えられている点も重要であろう。ただしその生産性は高くはなく、物価高騰のなかで負担が過重となり、神奈川湊の隆盛のもとで他所からの経営参入の目標になるほどに商品価値の高まるたで草売買の余沢を期待せざるを得なくなっているのである。

二点目は、他所からの出願の対象ともなったたで草は炭薪に類する神奈川宿の「物成」であったことである。明治五年における山林所有は、廻船取引の拡大を背景とした土地の集積の表れであるとともに、廻船の必要とする資源を求めた結果でもあったと考えられる。そして、請負人が介入することによって重層的な利益取得の関係が築かれたのである。

最後に、湊と宿の関係についてである。湊がもたらす富は神奈川宿の助成となることが期待されたが、宿の中核となる伝馬役の負担者とは一致しない廻船問屋、仲買、船宿などの特定の集団によって取引が独占される以上、湊と宿の単純な補完関係は成立しなかった。そこには、宿役人による調整が強く求められたのである。<sup>96</sup>

#### 4. 結語

以上、神奈川宿における海面、山林、田畑の利用、所有を概観した。最後に街道沿いの町場と周辺環境の関係について考察を加えて結びとしたい。

神奈川宿においては、町場を構成する屋敷地に伝馬役・歩行役が賦課されたが、その負担に対して幕府からは一定の保護が与えられた。町場をとりまく海面、山林の所有や利用は伝馬役負担と関連づけられ、猟師たちは漁場への海面請地の設定を通して屋敷地所有者への助力を強いられ、船宿や神奈川町の請負人については、資料4の結果が不明であるが、生業や出願の利得を分配するよう求められたのである。「古来」の由緒をもつ伝馬役負担者の特権的な地位を示しているともいえよう。他方で、廻船の入津する海面を保持しようとした廻船問屋は「一宿之難儀」を主張することで、吉田ゆり子の指摘したような湊の所有を実現している。たで草売買に関わる他所からの出願を退けた百姓と宿役人も、山野の物成と伝馬役の助成を関連付けて船宿の生業を保護した。海面や山林の所有や利用と役負担との関係は融通が可能であり、生業が多様な方町の特徴が表れているように思われる。

このように宿駅中心部の屋敷地は伝馬役負担の持続とい

う論理を引き出す機能を有したが、同時に宿泊・消費・遊興の場であったことも重要である。神奈川でとれる海産物は他所へ売却されるのみならず旅籠屋等で供される商品であったし、資料1でみた<sup>27)</sup>とおり、飯売旅籠の存続は「小前末々」の生業を支えていた。また、飯売女の廃止が船乗の上陸を減少させると考えられていた点も注目される。廻船との取引は廻船問屋と仲買が独占していたが、飯売旅籠が惹起する船乗の消費活動は、船宿と飯売旅籠を介して広く宿内の人びとを潤したのである。宿の繁昌によって地域の産物の商品化が促され、他方では旅人・廻船がもたらす富が宿内に均霑されたといえるだろう。神奈川宿の町場、山林、海における諸生業は、飯売旅籠と船宿で結節していたのであり、宿駅中心部の盛衰は神奈川宿の地域全体を実際に左右したものと<sup>28)</sup>考えられる。

註

- (1) 渡辺浩一『近世日本の都市と民衆―住民結合と序列意識―』（吉川弘文館、一九九九年）。当該の粕壁宿の分析は第二章。
- (2) 伊藤毅「港町の両義性―宿根木の耕地と集落」伊藤毅・吉田伸之編『別冊都市史研究 水辺と都市』（山川出版社、二〇〇五年）所収。
- (3) 吉田ゆり子「近世湊町の地域特性」吉田伸之・伊藤毅編『伝統都市4 分節構造』（東京大学出版会、二〇一〇年）所収。
- (4) 横浜市編・発行『横浜市史』（第一巻、一九五八年）。
- (5) 西川武臣「近世後期における江戸湾内の商品流通―神奈川湊と周辺村落を中心に―」（『横濱開港資料館紀要』四、一九八六年）。
- (6) 深井甚三「宿と町」高橋康夫・吉田伸之編『日本都市史入門Ⅱ 町』（東京大学出版会、一九九〇年）所収。
- (7) 斎藤善之「変貌する東西流通―尾州廻船内海船と神奈川・兵庫―」青木美智男編『日本の近世一七 東と西 江戸と上方』（中央公論社、一九九四年）所収。
- (8) 山本光正編『東海道神奈川宿の都市的展開』（文献出版、一九九六年）。
- (9) 井上攻「近世社会の成熟と宿場世界」（岩田書院、二〇〇八年）。井上攻「宿場世界の多様性と広がり―近世後期の神奈川宿―」（『交通史研究』八二、二〇一四年）。
- (10) 中尾俊介『横濱開港場と内湾社会』（山川出版社、二〇一九年）。
- (11) 地誌類を用いた岸上興一郎「横浜の海―新編武蔵風土記稿の世界―」（『横濱市歴史博物館紀要』（三、一九九九年）が
- 街道、山、海からなる神奈川宿の環境を論じた研究として挙げられるが、地理的な環境と諸生業を列挙した基礎的な考察にとどまる。
- (12) 神奈川宿に関する本節の記述について、詳細は前掲書（注一）第一章を参照。
- (13) 本百姓・地借・店借の割合は不明だが、享保年間ごろと推定される資料によると、両町あわせて一〇八八戸、本百姓五九八戸、地借・店借四九〇戸、寺二二戸であった（前掲書（注四）、第三篇一〇章一節四項）。
- (14) 山本光正「文化としての東海道」前掲書（注八）所収。
- (15) 前掲書（注四）、第三篇一章二節二項。
- (16) 福島金治「中世神奈川湊の構成とその住人」前掲書（注八）所収。
- (17) 紀州漁民の移住については、西川武臣「近世神奈川湊の成立と展開―紀州の住民と廻船問屋をめぐって―」（『横濱開港資料館紀要』一一、一九九三年。ほかにも、台町の津屋保見太兵衛は勢州から移住してきた由緒をもつ（前掲書（注一〇）、六二頁）。なお、栗原清一『今昔横濱案内』（横浜叢書第二編・神奈川の巻 横濱郷土史研究会、一九二九年）によれば、七軒町の名の由来は徳川家康の治世に三河の猟師七人が移住して成立したことにあるという。西川論文において紀州漁民の移住先の町組に言及はないが、伝馬役屋敷からはずれた七軒町や台町の成立過程を伝えるものとして、福島金治の見解とも合致する興味深い内容といえる。）
- (18) 弘化元年「海岸築出新地請名寄帳」、横濱開港資料館所蔵、購入地方文書のうち青木町名主文書。
- (19) 文久元年九月「宿相続方御尋二付奉書上ヶ候廉々之写」、



神奈川宿青木町の生業と景観（中尾）

- 横浜開港資料館所蔵、市史稿写本の「青木町上台玉置氏記録」に所収。市史稿写本は戦前の自治体史『横浜市史稿』（一九三二〜一九三三年）の編纂にあたって古文書を翻刻した写本群である。
- (20) 神奈川県立公文書館蔵、神奈川宿本陣石井家文書。
- (21) 横浜開港資料館所蔵、購入地方文書のうち青木町名主文書。
- (22) 明治一三年（神奈川町漁業につき届）、神奈川県立公文書館所蔵、神奈川宿本陣石井家文書。
- (23) 明治八年「神奈川県下武蔵国橋樹郡神奈川町青木町両町全図」、神奈川県立公文書館所蔵、神奈川宿本陣石井家文書。
- (24) 横浜開港資料館所蔵、購入地方文書のうち青木町名主文書。
- (25) 前掲資料（注二三）。
- (26) 「新編武蔵風土記稿」七〇、国立国会図書館所蔵。
- (27) 「宿鑑」、横浜開港資料館所蔵、市史稿写本。
- (28) 前掲書（注四）、第三篇一章二節二項。
- (29) 問屋である長谷川清九郎が他の旅籠屋・本陣をいいて有力な山林所有者になっている点は、馬への飼料確保との関係が示唆される。
- (30) 横浜市神奈川図書館編・発行『武蔵国橋樹郡神奈川宿青木町枝郷三ツ沢山田家文書』・東海道シンポジウム神奈川宿大会記念刊行』（二〇〇四年）。
- (31) 正徳三年「躰遺跡ニ遺ス証文之事」、神奈川県立公文書館所蔵、相模国・武蔵国各郡文書。
- (32) 前掲書（注三〇）、資料番号一九。
- (33) 横浜市歴史博物館編・発行『横浜開港一五〇周年記念陸の道と海の道の交差点―江戸時代の神奈川―』（二〇〇九年）。
- (34) 当該期の神奈川湊の隆盛については斎藤善之の前掲論文を参照（注七）。宿駅の疲弊については文久元年九月「宿相続方御尋ニ付奉書上ケ候廉々之写」（前掲資料注（一九））によると安政六年までは六〇軒あった旅籠屋が開港後には二七軒まで減少している。
- (35) 天保六年の飯壳旅籠・小船宿・附舟宿の議定によれば、「小船宿」（小船宿・附舟宿の総称か）は水主を旅籠に案内する役目をはたした（横浜市役所編・発行『横浜市史稿』（風俗編、一九三二年）、四六九―四七二頁）。前掲論文（注七）によれば廻船問屋が統括する存在であり、内海船の組織戒諱は規則をやぶった船頭への制裁について、中村三郎兵衛に対して協力をもとめ、小船宿への周知徹底を求めた。
- (36) こうした矛盾を調整することが宿役人や、渡辺浩一の言う「住民組織」に求められたと考えられるが、その解明は今後の課題としたい。
- (37) 前掲論文（注一四）、二九頁。
- (38) 資料1は神奈川宿における生業の存続を目的とした歎願であるのでさらなる検証が必要であるが、飯壳旅籠が伝馬役の助成という枠を超え、神奈川宿における諸生業と連動し影響を与えている点は、宿駅における疑似遊廓の構造を考えるうえで示唆に富む。

（東京大学大学院工学系研究科建築学専攻助教）